

平成21年第1回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成21年 2月 5日 午前10:00

○閉 会 午前11:38

○出席議員(20名)

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員(0名)

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
総 務 部 長 伊藤賢志	会 計 管 理 者 門 間 鋼 悦
産 業 建 設 部 長 宮 田 隆 悦	水 道 局 長 澤 井 昭
教 育 次 長 山 平 東	市 民 生 活 部 長 鈴 木 鋼 生
福 祉 保 健 部 長 鈴 木 公 悦	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 櫻 庭 新 悦
総 務 課 長 児 玉 俊 幸	市 長 公 室 長 鈴 木 司
財 政 課 長 幸 村 公 明	税 務 課 長 伊 藤 正
産 業 課 長 根 一	建 設 課 長 山 口 義 光
総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹	生 活 環 境 課 長 鈴 木 利 美
市 民 課 長 藤 原 貞 雄	社 会 福 祉 課 長 山 平 重 男
高 齢 福 祉 課 長 伊 藤 律 子	健 康 推 進 課 長 小 林 健 一
収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎	追 分 出 張 所 長 鈴 木 久 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 仲 茂 隆	下 水 道 課 長 三 浦 永 寿
都 市 整 備 課 長 佐 々 木 博 信	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 菅 原 徳 志

幼児教育課長 伊藤清孝 生涯学習課長 瀬下三男  
昭和総合窓口センター長 川上秀佐男 天王総合窓口センター長 三浦喜博

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門間裕一 議会事務局次長 伊藤正吉

平成21年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成21年2月5日午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認について（平成20年度潟上市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 6 議案第1号 潟上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（案）について
- 日程第 7 議案第2号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について
- 日程第 8 議案第3号 平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について



午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回潟上市議会臨時会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

なお、小林教育長は体調不良のため欠席であります。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において21番堀井克見議員および1番千田正英議員を指名致します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月5日の議会運営委員会の審査の結果、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告を行います。

15番伊藤議会運営委員長。15番。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日9時より委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもと、開催しております。

議案審議について申し上げます。

当局から議案の概要説明を受けた結果、本臨時会に提案されている議案の審議は、全体審議、本会議とすることに致します。

なお、臨時会については、平成18年3月に臨時会は全体審議、本会議とすることが議会運営委員会で確認されておりますので、今後は議会運営委員会において委員会付託の

必要があると判断した議案などがある場合については報告を行うこととしますので、宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成21年第1回臨時会を開催しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、世界的な金融危機の経済状況のもと、昨年12月26日付けで潟上市緊急経済雇用対策本部を設置しております。同本部では、離職者を対象とした緊急雇用相談窓口の設置や市内の雇用情勢現状調査を実施し、今後、国の交付金事業等を活用し、離職者支援のための対策を講じていくこととしております。

また、潟上市天王、昭和、飯田川地区育英会に新たに進学支援奨学金制度を設けました。経済状況の悪化等に伴う保護者の解雇などで進学に不安を抱える学生を救済するもので、今年4月から運用していくこととしております。

企業の経営環境もより厳しさを増しております。当面の実効性のある対策の一つとして、中小企業等の資金繰りを支援するため、中小企業振興融資制度の融資枠を6億4,000万円に拡大しております。今後も市商工会等と連携し、事業資金の融資斡旋や経営指導、経営基盤強化により、中小企業や商工業者の経営安定と組織強化を支援してまいります。

次に、今議会に提案した補正予算案について申し上げます。

今回の補正予算は3億3,976万3,000円を追加するもので、国において2次補正に盛り込まれた地域活性化・生活対策臨時交付金として地域の活性化にてこ入れするため、インフラ整備等の事業に充てられるものであります。この交付金の算定にあたっては、平成20年度普通交付税算定の地方再生対策の考え方が用いられ、本市の人口等から報道発表にあるとおり2億3,008万1,000円となっております。

事業内容につきましては、平成21年度で市単独として計画し前倒しできるもの。地域から要望があり緊急性の高いもので補助金の交付対象にならないもの、修繕することにより今後も活用できる施設の修繕工事、広く市民に活用できる行政システムの導入等を計画しております。

同じく第2次補正に盛り込まれている定額給付金ならびに子育て応援特別手当交付金について申し上げます。

当該事業に要する国の予算については、1月27日に国会の審議を経て成立しております。これにより、事務費補助金の交付要綱が施行され、地方公共団体からの補助金申請の受付を開始し、速やかに交付決定を行う旨の事務次官通達が入っております。しかし、給付金の支給については関連法案の成立後に施行することとされております。本市にあっては、今後とも国の動向を見据えながら法案成立とともに速やかに事業実施できるよう努めてまいります。

また、同じく2次補正に盛り込まれた介護報酬改定による介護従事者の処遇改善対策については、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための関係基金条例の設置と交付見込額を予算計上しております。

以上、関係議案の適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで行政報告を終わります。

【日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（平成20年度潟上市一般会計補正予算（第6号））】

○議長（藤原幸作） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認について（平成20年度潟上市一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成21年2月5日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年1月6日 潟上市長 石川光男

それでは、お手元の平成20年度潟上市一般会計補正予算書（第6号）の方をお願い致します。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,650万9,000円とする。

2つめですけれども、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成21年1月6日専決 潟上市長 石川光男

それでは、4ページをお願い致します。

歳入の方ですけれども、19款諸収入3項貸付金元利収入1目貸付金元利収入、補正前の額が8,880万1,000円、補正額が2,000万円、合計で1億880万1,000円でございます。預託金元利収入でございますして、2,000万円、中小企業振興融資預託金ということです。

歳出でございますけれども、7款の商工費1項商工費1目の商工振興費、補正前の額が8,653万7,000円、それから補正額が2,000万円でございます。合計が1億653万7,000円でございます。節ですけれども21節貸付金2,000万円、中小企業融資制度預託金2,000万円でございます。これは1月5日、潟上市独自の景気対策として先ほど市長が申し上げましたとおり、事業資金の融資や斡旋、経営指導、経営基盤の強化を図るということで今回専決処分したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番。

○11番（藤原典男） このような制度、大変いいと思いますけれども、大体平均で1企業あたりいくらぐらい、それから何件くらいを見込んでのこの予算なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。



○産業建設部長（宮田隆悦） 藤原議員にお答え致します。

現在、申し込みが1月末であります。37件の申し込みがありまして、2億2,329万円の融資が確定しております。それで平均でございますが、大体、いろいろ幅がございまして700万円から800万円ぐらいが平均の額になると思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第1号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

【日程第6、議案第1号 潟上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第1号、潟上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） それでは私の方から、議案第1号、潟上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明を申し上げます。

潟上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように制定するものとする。

平成21年2月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度介護報酬の改定の趣旨等を踏まえ、第4期介護保険事業計画期間における介護保険料の急激な上昇を抑制する必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

潟上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（案）でございますが、第1条、設置ですが、その前にこの条例の背景ですけれども、今回、国の2次補正予算の成立により介護報酬改定による介護従事者の処遇改善対策として、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための予算1,154億円が交付されることになりました。内容は、介護報酬改定分、全国ベースでは3%ということですが、秋田県では2.8%ということになって

おるようです。第4期介護保険事業計画期間、平成21年度から23年度までの3年間ですが、その介護報酬改定の影響額の2分の1を国が市町村に交付するということでもあります。この交付額が国の平成20年度会計において交付されるため、市町村では基金として積み立てし、今後3年間、計画的に運用を図るため基金条例を制定するものであります。交付見込額は1,816万3,000円で、今般上程をお願いしております一般会計補正予算（第7号）（案）に計上してございますので、宜しくお願い致します。

第1条の趣旨は、そのようなことでございます。

第2条、積立てでございますが、国から来た特例交付金の額とするということでございます。

あと3条、4条、5条につきましては、管理、運用益の処理、繰替運用ということでございます。

処分につきましては第6条、基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができるということで、1として、潟上市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。それからもう一つは、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、それから介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備等に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てるということでございます。

5ページの方ですけれども、附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。そして、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算計上し、国庫に納付するものとするということでございます。

宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） この議案についてのことでありますけれども、いくつかお伺いしたいところがあります。

まず今回、基金条例が制定が必要だということで上程されておりますけれども、この交付金の基金化をしなければならない理由と申しますか、なぜ基金化をするのか。特別会計の繰り入れで持っているということでは運用できないのかという点が1点あります。

また、タイトルにありますけれども「介護従事者処遇改善」の特交だというようなことで、内容については今ご説明があったように介護保険料の激変緩和を図るのだということでありまして、この介護従事者処遇改善というのと被保険者の保険料緩和というのがイコールだということと考えていいのか。というのは、今、県の平均で2.8%の上昇という改定が行われるわけですが、介護保険料も2.8%ぐらいの上昇で済んでいるのかどうかというのがあるからであります。それに関連しますと、本市の介護保険計画の策定委員会にはどのように諮問をして、どのような答申があるのか。その介護保険事業の事業内容、それから、それから算出される保険料というのはどのような、向こう3年間の計画からどのような計算になっているのかの激変緩和措置なのか。

また、激変緩和措置をするのだということになれば保険料の区分が5段階あるわけですが、どれぐらいの期間、どれぐらいの料率で激変緩和を図っていく計画で1,800万円の基金が設けられているのかということになります。この条例の中身になりますが、1点私よくわからないところが第5条でありまして、繰替運用ということになりますが、この内容、ここにあるものを見ると、この介護保険以外のところにも使えるのかどうかと取られない、取れない向きもないんですが、確実な繰戻しの方法、期間、利率を定めて繰り替えて運用することができる、この内容は何を想定した条文なのかということを知りたいと思います。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 先ほど伊藤議員の方からご質問がありましたけれども、この介護基金条例を設けるということは、基本的に一般会計、あるいは特別会計の方に一括して全部やるということになりますと、次の年度、次の年度という形の会計ができないということが一つございます。そういうことがございますので、基金条例を設けて基金会計、この第5条の歳計現金に繰り替えて運用するということは基金会計をつくるということでございますので、基金の中に全部額を置いて、それを3年間の間、各介護保険事業の特別会計の方に21年度なら21年度いくらと、22年度いくらという形で取り崩していくと、そういうことで平成24年3月31日ですべての効力を失うという、この基金会計の基金条例のことでございます。

介護保険料にかかわる策定委員会等については、課長の方からご説明をいただきます。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉部長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） おはようございます。14番の伊藤 博議員にお答え申し上げ

げます。

今回のこの交付金の激変緩和につきまして、2.8%の介護報酬改定率と、それとあと今までの税制改正に伴う激変緩和措置の関連性というご質問なんですけれども、今回の交付金は、ただいま部長の方からもお答え申し上げましたように2.8%につきましての激変緩和措置ということで、この分は国の方から3年間、2分の1というものが交付されます。それで潟上市の方で保険料設定につきましては、平成18年度から講じられてきました。税制改正に伴う激変緩和措置につきましては、平成20年度をもって終了致しております。このたびの介護保険法の施行令の改正に伴いまして、21年度以降につきましては当該激変緩和措置の終了によりまして税制の改正の影響を受ける保険料が大幅に上昇する場合に、市町村の判断で保険料の軽減を行うことが可能にはなっております。しかし、当該税制改正から3年が経過しておりまして、市町村民税の激変緩和措置も終了致している状況でございます。所得段階別の保険料の試算を致しましたところ、激変緩和措置により新たな所得段階を設けました場合、保険料の基準額、第4段階の方ですけれども、その基準額に特に低所得者層、第1段階から第3段階の方には非常に重い負担となっております。そういうことと、また税制改正の影響を受けなかった1号被保険者や当該税制改正以降に65歳になる被保険者との均衡に配慮する必要性も考慮しまして、第4期計画の中では税制改正による影響の激変緩和措置は実施しない方向で考えております。

次に、策定委員会でこの激変緩和措置がなされた場合ということでしたけれども、今ご説明申し上げましたように激変緩和措置をしないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 幸村財政課長。

○財政課長（幸村公明） ご質問の中の繰替運用について補足説明致します。

繰替運用については、ほとんどの基金の方に規定として設けているわけでありますが、この意味合いとしては、市が運用している各会計間でこの基金を資金運用できる規定であります。財政上必要があると認める場合は基金運用できるという、そういう内容の規定であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番、よろしいですか。14番。

○14番（伊藤 博） 今答弁をいただきましたけれども、基金化するというのはわからないわけではないんですが、3年間の時間を区切っての特交だということであれば、どうも私は別に基金化をしなくても特会で繰り越しをしながら3年間運用すればいいという感じもしないわけではありません。今、財政課長もおっしゃいましたけれども、基金間での運用は可能だというご説明だったのでしょうか。そうすると、なおさら基金化というのが必要なのかという疑問がまたあります。

先ほど策定委員会の方の答申、まだ出ていないのか、4月からの介護保険料の料金の明示がなかったわけでありましてけれども、大幅に上昇する場合に限って市の判断で激変緩和をしていくということで、どうも21年度には行わないようなご説明だったわけですが、そうすると、この千八百いくらという数字の算定の根拠ってというのはどういうふうになるのでしょうか。今年度はやらない、来年度以降あればやるということで、国の特交も何かしらの算定に基づいて計算はされていると思うんですが、当市の4月からの介護保険料金等も勘案されてこの計算ができていると思うんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

それから保険の基準額というところを見て、当然2.8%ぐらいの上昇ということで考えられるわけなんですけど、本市においては県の2.8%という数字がイコールというか同時に同じ数字が当てはめられてアップということで考えていいのかどうか、その辺もお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 伊藤議員のわざわざ基金を設けてやらなくていいののではないかというようなお話しでございますけれども、一応この基金に一般会計、それから特別会計を別にして基金を特定の形で交付額を置いておくということになると、逆に言えば精算しやすいということにもなりますので、そこら辺をひとつ考えております。

それから交付見込額については、全体の市の保険料の値上がりとかそういう部分じゃなくて、介護報酬の改定に伴う2.8%分の2分の1というようなことで、影響額の2分の1というようなことでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） そうすると、算定の根拠というのは1,800万ですから影響額の2分の1、本市では3,600万円の影響額があると考えられるわけでありましてけれども、今の段階で4月からの介護保険料が上がるという数字が出せないということでありましょ

うけれども、今この特交が入ってきて今基金化をするということになれば、当然やはり激変緩和も考えているというのであれば、その計画策定委員会の内容等も含めて数字を市民に公表しなければならない時期になっていると思います。申し上げるまでもなく、後期高齢者保険など天引きされるような、あるいは新たに徴収されるような保険料もあるわけで、その中で介護保険料もまたアップするんだということがあると、やはり生活困窮者と分類されている方については非常に今よりもまた生活が苦しくなるということが考えられます。こういうふうに特交があって基金化する、全体の激変緩和を図りますが、さらに生活が困難だと言われる方に対する新たな減免措置等のお考えは今お持ちでないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の特交の分なんですけれども、これは介護報酬が改定された、先ほど部長も話しましたように秋田県の場合は2.8%、これは介護保険の場合、全国5区分、地域区分されておりますけれども、その他の区分ということで2.8%になっております。今回の特交分はこの介護報酬改定2.8%、秋田県区分なんですけれども、この分に関しましての特交となっております。それプラス、その分はまず2分の1、特交で入ってくるんですけれども、その分だけでは自然増、介護保険のサービス事業費の自然増、そういうものが当然賄いきれませんが、現在、介護保険の方である介護給付費準備基金、こちらの方の基金を当然取り崩しまして、急激な上昇に対応する予定でございます。

保険料の方なんですけれども、ただいま策定委員会も終了しております、試算はされておりますけれども、保険料のアップ率というのがかなりありまして、急激な上昇を抑えるために介護準備基金の方からほとんどの基金を取り崩して大幅な上昇を抑制したいという考えでおります。この後の2月の定例議会の時に介護保険料の条例改正を上程したいと思っておりますけれども、まだ全国ベースでどのくらいの保険料が上昇するかということがこちらの方でも入っておりませんが、潟上市の場合も前回よりはかなりの上昇率ということを見込んでおります。宜しくお願い致します。

それともう1点目の減免の方なんですけれども、介護保険料で減免ということは考えてございません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） この6条を見ますと電算システムにもお金を使うと。当然のこと

なんですけれども、このことについて1,816万3,000円のうち、いくらほど見込んでいるのか。それから報酬について、介護報酬、働いている人の報酬分についての増額ということへのこれ基金ということに私とらえているんですけれども、それに伴う介護保険料の上昇について、この基金としてはそういうものにも使ってもいいのか、もう一回質問しますけれども、電算システムにいくら、それから介護の料金を抑えるためにいくら、それから介護報酬、従事者に対するあれがいくらっていうふうに大体の概略でこういうふうにするということを想定しているのかどうか、それがまず第1点。

それからこの基金条例を作るにあたって、こういうことには使ってはいけないよということがもしあったらお聞きしたいと思います。というのは、県内でも全国的にも介護保険を利用した際の利用料については補助ということが段々出てきておりますけれども、こういうものを新たに作ってそれでやった場合、これ基金がこういうふうにしたからその基金を、こういうふうにする制度を作ったからそういうものについては認めないとか、そういうものが、足かせって言うんですか、そういうものがあるのかどうか。これは国との法律の関係でどうなっているのか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） お答えします。

第6条の処分についてですが、先ほど質問にありましたけれども、これらの処分することができないというのは、第6条に関する限り処分できないということでございます。第2号のいわゆる電算システム等の整備等に係る費用ということでございますが、介護保険事業特別会計はすべての歳入歳出となっておりますので、どこに何を事務費の部分、それから医療の部分、そういう分をトータルしていきますと特別会計全体の中に交付金を入れますので、そういうことも踏まえて全体の会計の中で運用ができるというような意味づけで準備費用等についても特定しないということでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

○11番（藤原典男） まだ質問しておりますけれども、残りのことについて教えてください。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） 11番の藤原議員にお答え申し上げます。

報酬設定の増額の分と、その基金の関係なんですけれども、今回のアップに関しまし

ては21年度はいくら、22年度はいくら、その2分の1、23年度はゼロとなっておりますけれども、介護報酬の改定率2.8%の増分の残り2分の1に関しましては準備基金で対応して抑制を抑えるという考え方で、21年度は約1,200万円ほどです。これは2.8%のアップ分に関しては全額となっておりますので、こちらの方からの準備基金からの繰入金はございません。ただし、自然増分に関するものに関しましては介護給付費準備基金の方から繰り入れる予定でございます。22年度は交付金の方が約6,100万円ほどでございます。その残り2分の1につきましては介護給付費準備基金の方から繰り入れをする予定でございます。23年度は国庫の方がゼロとなりますので、その影響分に関しましては全額、介護給付費の方から繰り入れを致します。そういうことで介護保険料の上昇を抑えると試算を致しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） この基金を作った上で、こういうものに使ってはいけないという足かせがあるのかどうかということをお国の方針的な問題を聞いたわけですがけれども、そこら辺についてはまだ答弁がないので。

○議長（藤原幸作） これは先ほど部長が話した6条のことをご理解できませんか。鈴木部長が説明したわけですがけれども。

○11番（藤原典男） そうすれば足かせはないということですね。この基金を設けたけれども、いろいろ市独自でまた利用料の何というか補てんだとかそういうことをやっていくことについては何も制限はないということによろしいですか。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 今の申されたことですがけれども、基金の処分に関しては第6条に規定するものに制限されておりますので、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 6条はわかりますけれども、これを作った上で、ほかに介護の利用料についての市独自のものは基金とは別にそういうものは作ってはよろしいのかどうかということをお聞きしてるんです。法律との関係で、基金との、条例との関係の関連で。わかりますでしょうか、聞いてること。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） この件につきましては市独自の部分というのはありません。



○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 今回の介護従事者の処遇改善ということでございますけれども、ここに介護の報酬というようになりますと大体、潟上市では月額大体どのぐらいになっているのか、その辺のところをひとつ1点お聞きします。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 今、手元に資料がございませんので、ちょっと今わかりません。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） ちなみに私が間違っているかどうかわかりませんが、これは全国の介護従事者の月額ですけれども、上位の場合は約23万円ぐらいとなっていると思います。それで下位の方は19万円というようなことになっておりますので、これは全国上位と下位でございますけれども、潟上市は大体どの辺にあたるのかということをお聞きしておるので、もしあまりにもかけ離れていた場合は、そのあたりのところは改善する余地があるのかどうかということをお聞きしたいわけです。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） 20番の西村議員にお答え申し上げます。

潟上市の職員、介護に従事している職員の月額の介護報酬費というのは多分給料だと思っておりますけれども、こちらの市の方では潟上市全体の平均的な介護報酬費というのは現在のところ把握しておりませんので、お願い致します。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第7、議案第2号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第2号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第2号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別冊のとおり。

平成21年2月5日提出 潟上市長 石川光男

補正予算書の説明に入る前に、国がこれまで打ち出した緊急総合対策について若干ご説明申し上げたいと思います。

はじめに、国の第1次補正は平成20年8月29日決定された安心実現のための緊急総合対策を具体化したものとして編成されております。

第1の目標が生活者の不安の解消。第2の目標が持続可能社会の変革加速。それから第3の目標として新価格体系への移行と成長力の強化ということで打ち出しておりますけれども、平成20年10月16日、1兆8,000億円の予算が成立しております。

補助金の交付要綱では、市町村単独事業の実施期間は平成20年8月から平成21年3月となっていることから、潟上市では9月定例会に予算計上致しました上町集会所建設事業のみで、11月4日に補助申請を致しております。それに伴って12月25日、1,623万円の交付決定をいただいております。

次に、このたびの補正予算にかかわる国の第2次補正は平成20年10月30日に策定した生活対策を具体化したものとして編成されております。第1の重点分野として生活者の暮らしの安心。それから第2の重点分野、金融・経済の安定強化。第3の重点分野が地方の底力の発揮ということで編成されております。平成21年1月27日に4兆8,000億円の予算が成立しております。

この予算を執行するための関連法案である平成20年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰り入れの特例に関する法律がまだ成立しておらないことから、定額給付金についての予算執行ができない状態であることは議員の皆様もご承知のことと思います。

この補正予算の一つとして地域活性化・生活対策臨時交付金制度が策定されており、制度要綱では、市町村の単独事業は平成20年10月31日以降に実施された事業に限るとされており、つまり11月以降に実施した単独事業であれば今回の交付金を充当できることから、財源の裏づけとなる法案が可決されなくても市町村の事業実施は可能となっております。

この交付金の算定方法でございますけれども、上限額については内閣府地域活性化推進担当室から平成20年12月20日付けで地域活性化・生活対策臨時交付金で示されてございます。算定にあたっては、平成20年度の普通交付税算定の地方再生対策費の考え方が用いられて、本市の人口と耕地、林野面積および財政力に基づいて計算されております。報道発表にあるとおり2億3,008万1,000円となっております。

なお、定額給付金についても事務費補助金交付要綱が1月28日に制度化されておりますので、2月の次回の定例会に補正予算を上程したいと考えております。

このような国の打ち出した政策に対して市がどういう対応をしてきたかということでございますけれども、1月5日、新年早々でございましたけれども部長会議において市長から各課への事業計画の提出を指示、それを活性化推進室が取りまとめております。1月8日に締め切りを致しまして、総額8億2,524万4,000円、82事業の要望がございました。新設、それから新築等は除いてでございます。1月9日から15日まで地域要望、当初予算に照らし合わせまして財政課と協議致しております。交付金の2億3,008万1,000円に対して、市債が4,060万円、一般財源を5,091万9,000円を市の積み増し分として総額3億2,160万円を市長の決裁を得まして県と事前協議に入っております。1月20日、県の協議が済みまして内閣府へ送付、内閣府との事前協議も現在終了しており、今回の定例会で予算が成立次第、2月9日、県の方へ実施計画を提出することとなっております。

それでは一般会計補正予算書の方をお願い致します。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,976万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,627万2,000円とするものでございます。

平成21年2月5日提出 潟上市長 石川光男

次に、3ページをお願い致します。第2表の地方債の補正でございます。起債の目的でございますけれども、地域活性化・生活対策事業、記載のとおり4,060万円です。市債についても1月27日付けで、当初と違いまして100%充当できるという事務次官通達が入っております。この後の補正で対応したいと考えております。

それでは5ページをお願い致します。歳入でございますけれども、13款国庫支出金2項国庫補助金でございます。1目民生費国庫補助金でございますけれども、補正前の額が852万7,000円、補正額が1,816万3,000円、合計で2,669万1,000円。これは、ただいま条例の中でご説明してございました介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございます。次に、4目の総務費国庫補助金98万7,000円が、補正額が2億3,008万1,000円、2億3,106万8,000円。これが地域活性化・生活対策臨時交付金でございます。それから18款の繰越金でございます。1項繰越金、補正前の額が3億506万円でございますけれども、このたび5,091万9,000円を繰り越すということで、前年度の繰越金でございます。これに伴いまして補正後の繰越金の残高が約9,344万8,000円となっております。それから20款の市債でございます。1項市債総務債4,770万円、補正額が4,060万円でございます。地域活性化・生活対策事業債として扱っています。

次に、6ページでございます。歳出でございます。2款総務費1項総務管理費でございますけれども、18目の地域活性化・生活対策事業費でございます。12節の役務費でございますけれども、これ皆さんに事業費の内容の詳細をあげておりますけれども、総合案内版の施設の屋外広告物の設置申請手数料が約5万5,000円、それから13節の委託料でございます、4,504万9,000円、設計等委託料が1,098万1,000円、電算システムの導入委託料が3,406万8,000円でございます。今回の事業ほとんど、電算システム等を除きましてほとんどが設計委託対象でございます。それから15節工事請負費でございますけれども、2億2,566万4,000円でございます。施設改修工事6,664万7,000円、学校改修工事2,386万2,000円、看板設置工事が667万5,000円、それからクリーンセンターの改修工事1,700万円、水路改良工事が2,373万円、道路改良工事が7,134万7,000円、公園改修工事が1,640万3,000円でございます。17節の公有財産購入費、これは三軒屋線の道路用地の用地交渉費、取得費ということで760万円でございます。18節の備品購入費でございますけれども、これは593万2,000円、電算システム管理備品ということで、サーバーが2台、それからパソコンが3台、これはGIS、それから住民の健康管理システムということでございます。28節の繰出金3,730万円ですけれども、これが水道事業に対しての

繰出金3,730万円でございます。3款の民生費でございますけれども、1項の社会福祉費7目介護保険費3億5,558万1,000円に対して、このたびの補正額が1,816万3,000円、これは積立金でございます。ただいま条例で説明したとおりの積立金でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 6ページの歳出の工事請負費の各それぞれの取り組み状況というか、予定されている内容について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 藤原議員にご説明したいと思います。

各種事業別計画書、実施計画書、別冊にございます。予算書のほかに約3ページ、4ページ、最後に図面が付してございます。施工箇所図、それから事業費、担当課それぞれ付してございますので、これを参考にしてもらえれば。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今、総務部長から実施計画のことでご説明があったわけなんですけど、この内容についてでありますけれども、1つは4番目の防災対策事業ということで学校等の屋根の修繕等があります。その事業の説明の中で「災害発生時避難施設の機能の維持・向上を図るため」ということが盛り込まれているわけなんですけど、通常、学校として、教育施設として使っている分でありますけれども、いざ災害発生時は避難場所になるというようなことですが、ここに維持・向上を図るということは屋根を直すというのはもちろん必要なんでしょうけど、それ以上の備品の備えとかそういう災害対策用の意味合いを持たせた事業内容にはならないのかというのが1点であります。

それから、次の5の公共施設保全対策事業のクリーンセンターの煙突改修で1,700万円ということで、この事業内容の説明のところには「施設の長寿命化を図る」ということが載っております。煙突のこの1,700万円の改修にあたってどれぐらいの延命化が図られるのか。今後、新年度予算も含めてそういう改修、あるいは修繕の計画がどの辺まで行われて、どれぐらい必要なのかというようなことで、どうして今回この煙突の改修部分で1,700万円の計上ということになったのかということでもあります。

さらに今回の補正予算では、この実施計画の関連のところは総務管理費というところで一本化されて置かれているわけではありますが、先ほど総務部長のご説明のところでも実

施計画についてはそれぞれの担当課があるというご説明があったわけなんですけど、予算構成上、地域活性化推進室が総務部にあるのでそれで関連して一本でこの総務管理費で予算を置くということで考えられますけれども、本来であればやはりそれぞれの事業課があって予算が配分をされて、現業でそれぞれ専門家が見ながら実施していくという予算構成が必要ではないかと思うわけなんですけど、その辺のところについてもどういふことで今回こういう総務管理費一本ということになったのかをあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 伊藤議員からの3項にわたる質問の第1問目ですけれども、なぜ学校施設が緊急対策、もしくは物資が対象にならないのかということでございますけれども、今回の補正予算の対象がほとんどインフラ整備が主要ということでございます。ただ、うちの方で学校施設を改修という項目がほとんどこの交付金の制度要綱の中にないわけなんですけれども、これ事業導入、事業種目の運用なんですけれども、これは避難場所とした場合、その施設は改修できるということで、例えば観光拠点整備事業が活性化推進室でございます。そして総合案内施設ということで、観光案内であれば看板は対象ですよ。ただし普通の看板であれば、看板とかそういうものがないわけなんです、うちの方のこのたびの交付金の事業。ですから、この観光案内施設の中にある看板事業を導入して今回総合案内施設を設置したいという考え方で、今回協議したらOKがもらえた。ですから、そのような考え方で中学校、それから図書館等に関しては、ほとんどここにある防災対策事業というものはやはり修繕が今後の防災対策にあたるし、それから避難場所にもあたるという観点からこの事業種目を導入したところであります。

次に、クリーンセンターに関しては市民生活部長の方から答弁させていただきます。お願い致します。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 伊藤議員にお答え致します。

今回のクリーンセンターの改修工事1,700万円の関係でございましてけれども、この改修工事をする場所は先ほど部長の方からも説明したとおり、煙突の改修工事でございます。これは平成15年にコンクリート造りである煙突の上部で老朽化が著しかった25メートル部分を鋼板製に改修しているところであります。今年度の保守点検の結果、このとき改修した鋼板部分の腐食が非常に激しく肉厚が薄くなっていることから、危険性も生じる

恐れがあるというようなことから、早急な対応が必要であることが判明したものであります。原因としては、クリーンセンターそのものは16時間稼働の完結、間を止めて運転、止めて運転という、そういうことをしておりますので、運転と停止が繰り返されることから排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物などの腐食性ガスが運転停止後の温度の低下により結露し、これにより生じた塩酸、硫酸が鋼板を腐食させているものと考えられております。

それで今回の補修の概要でございますけれども、この平成15年に改修した鋼板の25メートル部分にステンレス製のバンドを1メートル間隔、23か所巻きます。縦には補強板を8か所溶接し、その後、内部を高圧洗浄し、そして耐熱、耐薬品の塗装を施して終わりになります。

なお、この後どれほど持つのかというようなことでございますけれども、この15年に煙突改修をやっております。それから5年ほど、鋼板製に改修した中では5年持つております。この後いろいろ改修、あるいは点検等を慎重にやっていると5年以上は持つかと思われまます。今このような補修工事をした場合、当面、先ほど申し上げた危険性はなくなるものと思っております。

それから今後どうするのかというようなご質問であったと思っておりますけれども、21年度予算に機能精密検査の委託料を要求して、これが通った場合、そのクリーンセンターの全体像を委託検査します。それに基づいて今後の方向性を部内で検討し、必要な措置を講じてまいりたい、そのような考えで今のところおります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番の伊藤議員にお答え申し上げます。

予算を総務管理費に一本化した理由についてのご質問でございます。

この交付金事業については繰り越しが認められておる事業でございます。湯上市の当該事業の予算化が2月ですので、すべての事業完了は21年度と想定され、予算の繰り越しが必要になります。そこで交付金の申請にあたり1工事1事業とはしておらず、複数工事を1事業とするパッケージ化を行い、交付金の効果的運用を考慮しております。この場合、パッケージでの交付対象経費が定められるために、パッケージ内であれば予算のやり取りが可能であると、運用が広がるということでございます。具体的な例を、今までの過去の例を申し上げますと、地方道路交付金事業がこのような例にあたります。

そこで内閣府、それから県からは請負差額が出ても配分額が有効に活用できるよう努力してほしいと言われております。このようなことから予算は一括計上することが必要になってきます。そのために総務課管理費に一本化したということでございますので、その点何とぞご理解願いたいと思います。

以上でお答えを終わります。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今、回答をいただいたわけでありましてけれども、最初の説明にあったように本来交付の対象にはならない事業を前倒しして行うということでありましてけれども、3億いくらということに、市の起債まで起こして9,000万円を足して行うということで、3分の2の事業分にしか交付金が充当されない、3分の1は持ち出しでやるんだという事業で、それだけ緊急性が高い、生活に反映させられるということであろうかと思えます。先ほど申しましたように、例えば学校の屋根ということで総務部長のご説明だと無理矢理な理由もあるなというところではありますが、いずれにしろ、この経済活性化を図るためにという交付金ですので、できるだけ速やかに行ってください、この事業が市民の生活に具体的に直接結びつくような事業遂行をされなければならないと思えますので、そういうことに留意をしていただきながら、もう少し、もう1点、市長に確認をしたいところなんです、ここに今クリーンセンターもそうですが、もう少し中長期的に見なければならないような事業、例えば煙突は緊急性があるということでしたけれども、そういうところも含めながらの事業精査ということになったのか。来年度の事業計画のからみもあろうかと思えますけれども、その辺の来年度事業とこの緊急の交付事業とどのような関連性を持たせて事業遂行されていくのかというようなところも1点お伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番さんのただいまの質問にお答えします。

無理矢理という言葉を使いましたけれども、この事業は、はっきり言って補助対象にならないものということが第1点あります。それでいつも予算査定で当初予算では図書館の屋根と学校の屋根というのは、もう緊急性はあるんですけれどもやはり財政が逼迫していることで、今までは要するに応急手当をしてきたという経緯がありました。今回はそういう件もありまして補助金にならないというようなことで飛びついたとえば、はっきり言ってそうです。



新年度予算の整合性ということでございますが、今、骨格予算のことで説明しますが、肉付け予算というのは当然、市長選挙が終わってからだろうと思えますけれども、その中でも今回は特に今までの補助金にならなかった、しかも地域から要望があってもなかなかできなかったものをまず集中的にあげたということで、この次の肉付け予算についても当然補正要素として2億円、3億円ありますので、その時は具体的にまたご説明したいと思っています。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。17番。

○17番（中川光博） 今までの質問と重ならないようにお尋ねさせていただきますけれども、この事業の優先順位。今、市長の方から大きな形での説明がございましたけれども、これ事業費が3億円を超える事業費ですので、これ投資的経費ととらえると、通常の年間の投資的な経費とほぼ同額の予算が今回盛られるということで、この審議については短時間に速やかにという趣旨があるでしょうけれども、やはり金額の大きさから見ると、さらにこの事業優先順位がどのようにしてこういうふうになされたかなというのは多分かなり精査していただかないといけないのかなということだと思います。ちゃんとした計算ではありませんけれども、多分、投資的経費で見ると年間予算の2.4%ほどのかなり大きな額ですので、本来であれば現地調査とかいろんな形で一つ一つの事業を見なきゃいけないことだと思います。そのあたり、もうちょっと細かい事業優先、どういうふうにつけていただいたのかなということをお尋ねしたいのと、あともう一つ、さっきの学校関係の防災対策事業の中の災害発生時ということがありますけれども、インフラ整備ということでしたが、小中学校の耐震化について入れていただけなかったものか、あるいは今後の耐震化の事業について現在どういう状況にあるのか、その2点について説明いただければと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは中川議員の質問にお答えしたいと思います。

このたび各課それぞれから要望があったのが82事業の8億2,524万4,000円の総事業費で要望がございました。これを選定するにあたって、まず第1に平成21年度事業で計画しているもので前倒しできる市の単独事業。あくまでも市の一般財源でやる事業です。それから、これまで地域要望で事業費が高く実施できなかったもので緊急性の高いもの。いわば集会所とかの修繕等でございますけれども。次に第3点目、補助金・交付金の対象にならない市の単独事業。あえて申し上げれば水道課の事業がこのあと予算書で出て

きますけれども、水道課はほとんど起債でやったりしております。補助金・交付金は一切、ほとんど対象にならないということで水道課の21年度を前倒ししてございます。それから4点目が、施設の老朽化で修理・修繕し、今後とも活用できるもの。要するに先ほど申しあげました図書館とか体育館とかそういうものでございます。それから5点目として、今後とも広く市民に活用できるシステムの導入にかかわるもの。それがGIS、それから健康管理システムとなってございます。以上が今回要望あった82事業の中から選定した理由でございます。

それから2点目の学校の耐震化が入らなかったかということは、耐震化事業は補助事業でございます。ですから、うちの方で今後、学校の耐震化事業に対しては相当な、去年も景気対策の第1次補正で国の補正の中にも入ってございました。今後うちの方で学校、総合的な学校の施設改修にあたった場合、耐震化については導入していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 私から歳出の17節の公有財産の購入費、道路用地取得費について伺います。

三軒屋ということでございましたので、この生活対策臨時交付金の実施計画箇所図の20番、上出戸・三軒屋線の道路改良に伴う、これ予算ですか。三軒屋の道路用地取得ということでございますが、過去に三軒屋踏切、そして今話は変わりますけれども旧天王町時代に都市計画の中で上北野道路用地でモデル的にやった道路がありますけれども、その道路と似たような歩道の拡幅をして、三軒屋の踏切から通学路にもなっている関係で父兄、あるいはドライバーの方から大変喜ばれた経緯があります。そういうことにちなんで、普通であれば道路用地とか取得する場合は当然公共施設とかそういう公的な機関のために取得用地をするということは聞いたことありますけれども、この道路用地取得というのは、その今までの拡幅した道路の延長線上なのかどうなのか。そして、これがどの程度延長路線、メーター、拡幅する計画。それから今後またやった暁にどのくらい年次計画として拡幅していく計画なのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは佐藤議員にお答え致します。

上出戸・三軒屋線でございますが、ご承知のように潟上寺のところでございます。こ

れが湯上寺のところですか。三軒屋線はモーター富士の方に行くところですか。それで、ここにつきまして前々から今の道路がJRの用地を使っているということで、私道の部分でですね。その部分を1,104㎡ほどございますが、これを今回取得したいということでございまして、延長が420メートルの幅員が8メートルでございます。改良工事をしたいということでございまして、その後、改良工事を終わり次第、舗装工事をやっていきたいと考えておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。

以上です。

○7番（佐藤恵佐雄） わかりました。大変ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。20番。

○20番（西村 武） 今回、天王中学校の屋根改修工事ですけれども693.5㎡ですけれども、この天王中学校というのはもう既に建ててから相当の年数が経っておりまして、これはその屋根のほんの一部だと思えますけれども、全体的にはどうなのか。なぜ693㎡なのか、その辺のところをひとつご説明をいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 鎌田総務学事課長。

○総務学事課長（鎌田雅樹） ただいまのご質問にお答え致します。

天王中の屋根につきましては、天王中に向かって校舎等の左側は全部補修が終わっております。ということで右側の半分ということになります。その分の予算をみております。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） ただいまの説明では既に半分は完了していると。これで、確認ですけれども、全部まず防水工事は完成ということで、そういうことでよろしいですか。

○総務学事課長（鎌田雅樹） はい。

○20番（西村 武） わかりました。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。9番。

○9番（佐藤義久） 先ほどの7番さんの質問に関連致しますが、三軒屋の道路ですけれども、用地の買い取りはわかりますけれども、あの辺精査すると等価交換してもいいという記憶があって、その辺の用地関係はどういうふうにご考えておりますか。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） 佐藤議員にお答え致します。

一応あそこにつきまして等価交換という件でございますが、今うちの方であくまでも

J Rの用地でございますので取得という線を進めておりますので、ひとつご理解を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第8、議案第3号 平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第3号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。澤井水道局長。

○水道局長（澤井 昭） 議案第3号についてでございますが、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）についてでございます。

別冊のとおり。

平成21年2月5日提出 潟上市長 石川光男

補正予算書（案）をご覧になっていただきたいと思います。

1ページでございますけれども、第1条、平成20年度潟上市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入および支出でございますけれども、予算第4条に定めた資本的収入および支出の予算額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入第2項出資金、既決予算額が845万6,000円、補正予算額が3,730万円、計4,575万6,000円。

支出、第1款資本的支出第1項建設改良費、既決予算額が1億3,261万8,000円、補正予算額が3,787万4,000円、計1億7,049万2,000円。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てん財源を次のとおり補正する。補てん財源名でございますが、当年度損益勘定留保資金でございます。既決予算額が3億6,086万4,000円、補正予算額が57万4,000円、計3億6,143万8,000円とするものでございます。

3ページをご覧になっていただきたいと思います。積算資料でございますけれども、資本的収入でございます。1款2項2目負担区分に基づかない出資金でございます。補正予算額が3,730万円、これは一般会計繰入金でございます。臨時交付金のうち対象事業費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

資本的支出、1款1項1目取水施設整備費、工事請負費でございますが、910万円でございます。大郷守3号取水井戸の更新工事でございます。2目浄水施設整備費、工事請負費でございますが、1,669万6,000円でございます。その内訳と致しまして、出戸浄水場残留塩素計更新工事が369万6,000円、昭和浄水場ろ過機改修工事が931万1,000円、昭和浄水場原水配水管改修工事が368万9,000円でございます。3目配水施設整備費、工事請負費でございますが1,207万8,000円。内訳と致しまして、出戸浄水場テレメーター改修工事が687万8,000円、昭栄団地下水道工事に伴う水道管布設工事が520万円となっております。先ほど総務部長が説明致しましたように21年度の当初予算に単独事業費として計上予定しておりましたものを繰り上げて補正計上したものでございます。

宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） まずこのことにつきましては、改修しなければまずならない理由というのはちょっと先ほど説明に欠けていたのではないかと思います。その改修しなければならぬ理由、それをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回の改修することによってどのぐらいの期間が持てるのかどうか、その辺のところもあわせてひとつお答えいただければありがたいです。

○議長（藤原幸作） 澤井水道局長。

○水道局長（澤井 昭） 20番西村議員の質問にお答え致します。

改修しなければならぬ理由でございますが、それぞれ理由があるわけでございます。

けれども、何といたしましては水道事業は安全で安定的な水を供給するというのが使命でございますので、不測の事態があれば大変な事態になると、そういうことでございまして定期的に更新するもの等いろいろあります。ひとつ事業ごとに申し上げますと、大郷守3号取水井戸の更新工事でございますけれども、これは毎年度計画的に取水井戸を更新しているものでございます。これはマンガン等の水詰まりを、いわゆる取水能力の低下を防ぐということが目的でございます。それから2目の出戸浄水場の残留塩素計の更新工事でございますけれども、これは昭和63年時に出戸浄水場ができていますけれども、その時の計器でございまして、これが老朽化によって精度が落ちてきているということでございます。それから昭和浄水場のろ過機の改修工事でございますけれども、これも3基、ろ過機があるわけでございますけれども、これを平成20年度から計画的に1基ずつろ材を入れ替えしているものでございます。これはマンガン等によりましてろ材が劣化して、湿度、濁度、濁りとか色の程度が落ちてきていると、精度が落ちてきているということで対応するものでございます。それから昭和浄水場の原水配水管改修工事でございますけれども、これは原水とろ過機の間にはパック注入という装置がございます。これは凝集剤を入れまして原水の濁りとか色とかを沈殿させるものでございますけれども、それに伴う攪拌機といえますかミキサーがありまして、それを修理する場合は水を一旦止めなければならないという事態が想定されますので、そのためのバイパス工事を行うものでございます。それから3目の配水施設の整備費の中の出戸浄水場のテレメーター改修工事でございますけれども、これは昭和63年に設置されたものでございます。老朽化によってテレメーターの機能が下がってきていることから今回改修するものでございます。それから昭栄団地の下水道工事に伴う水道管の布設工事でございますが、これは昭和58年に布設したものでございますけれども、ここの地区が大変濁りが発生しやすいということで水管理上大変問題になっているということで、今回、下水道工事と同時施工によりまして安価にできることから布設替えをお願いするものでございます。

その中に期間ということがございましたけれども、今それぞれの施設の設置した時期を申し上げておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 資本的支出として取水施設、それから浄水施設、配水施設ということで補正予算を組んでまでも今急にやらなければならないという理由についてちょっ

と私よくわからないんですけれども、もうすぐ21年度の当初予算ということが出ますけれども、この予算等の関係で言えば、なぜ今ここの補正予算で出さなければいけなかったのかという考え方について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 11番の藤原議員にお答え申し上げます。

先ほど来、一般会計の補正予算も議決していただきましたけれども、国の緊急経済対策がらみで今回あえて臨時議会をお願いしまして補正予算を通過していただきたいということは、先ほど来、議員の皆さんからご議論いただいておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 1点だけお伺いします。

昭栄団地の下水道工事に伴う配管布設ですが、延長何メートルか聞き漏らしたかもしれませんのでお願い致します。

○議長（藤原幸作） 澤井水道局長。

○水道局長（澤井 昭） 9番佐藤議員にお答え致します。

昭栄団地につきましては延長429メートルでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これにて平成21年第1回潟上市議会臨時会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

---

午前 11 時 38 分 閉会



署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤原 幸作

〃 署名議員 堀井 克見

〃 署名議員 千田 正英